

Q₃ インコタームズにおいて規定されている売主と買主の主な義務について教えてください。

A₃ インコタームズ 2010 では、表のとおり売主と買主の義務を 10 項目に分けて規定しています。

例えば、FOB 条件における売主と買主の主な義務は以下のとおりとなります。

【表】 インコタームズ2010における売主と買主の義務

A. 売主の義務	B. 買主の義務
A 1 売主の一般的義務	B 1 買主の一般的義務
A 2 許可、認可、安全確認 およびその他の手続き	B 2 許可、認可、安全確認 およびその他の手続き
A 3 運送および保険契約	B 3 運送および保険契約
A 4 引渡し	B 4 引渡しの受取り
A 5 危険の移転	B 5 危険の移転
A 6 費用の分担	B 6 費用の分担
A 7 買主への通知	B 7 売主への通知
A 8 引渡書類	B 8 引渡しの証拠
A 9 照合-包装-荷印	B 9 物品の検査
A 10 情報による助力および関連 費用	B 10 情報による助力および関連 費用

1. 売主の義務

- ・ 契約で取り決めた港で契約に合致した貨物を買主の指定した本船に船積みすること。
- ・ 輸出許可（その他の認可も含む）の取得と輸出通関の手続きを遂行すること。
- ・ 貨物を本船上で引渡すまでのいっさいの費用とリスクを負担すること。
- ・ 貨物が本船上で引渡された旨を買主に遅滞なく通知すること。

2. 買主の義務

- ・ 契約で取り決めた港で積込む本船の船腹を予約し、売主あてに本船名、積み込み時期、積み込み地点を遅滞なく通知すること。
- ・ 輸入許可（その他の認可も含む）の取得と輸入通関の手続きを遂行すること。
- ・ 物品が本船上で引渡されたときから、いっさいの費用とリスクを負担すること。
- ・ 契約にしたがって、売主に代金を支払うこと。

このように、インコタームズ 2010 の取引条件における売主、買主各々が負担する費用の範囲と貨物のリスク負担の範囲を理解しておくことは、貿易取引の売買契約を締結する上で非常に重要なことといえます。

【図】 FOB条件の場合

